

日本女子大学における公的資金研究費の使用に関する行動規範

平成 25 年 8 月 1 日制定

この行動規範は、公的資金研究費（注）を使用する上での本学の教職員としての取組の指針を明らかにするものである。

第 1 教職員は、公的資金研究費の使用に当たっては、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。

第 2 教職員は、公的資金研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究者においては適正かつ計画的・効率的な使用に努め、事務職員においては機関管理の主体的な役割を担うものとする。

第 3 研究者は、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。

第 4 事務職員は、専門的能力をもって公的資金研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。

第 5 教職員は、公的資金研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、別に定める公的資金研究費の使用に関する不正防止計画をふまえて行動する。

この行動規範の改廃は、管理運営・監査委員会の議を経て、理事長が行う。

（注）ここでいう「公的資金研究費」には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）」で示されている国や独立行政法人（他府省を含む）から交付される研究費の他、私立大学における私学助成金などのうち、研究活動に使用した資金（学内研究費）も全て含む。